

令和3年度5月補正予算2のポイント① 概要

【補正規模】

(単位：百万円)

- ・ 現計予算額 875,139 (①)
- ・ 今回補正予算額 8,269 (②)

5月補正後予算額(①+②) **883,408**

(財源内訳) 国庫支出金 7,775(※) 諸収入 494 (調整中)

※うち地方創生臨時交付金 6,138

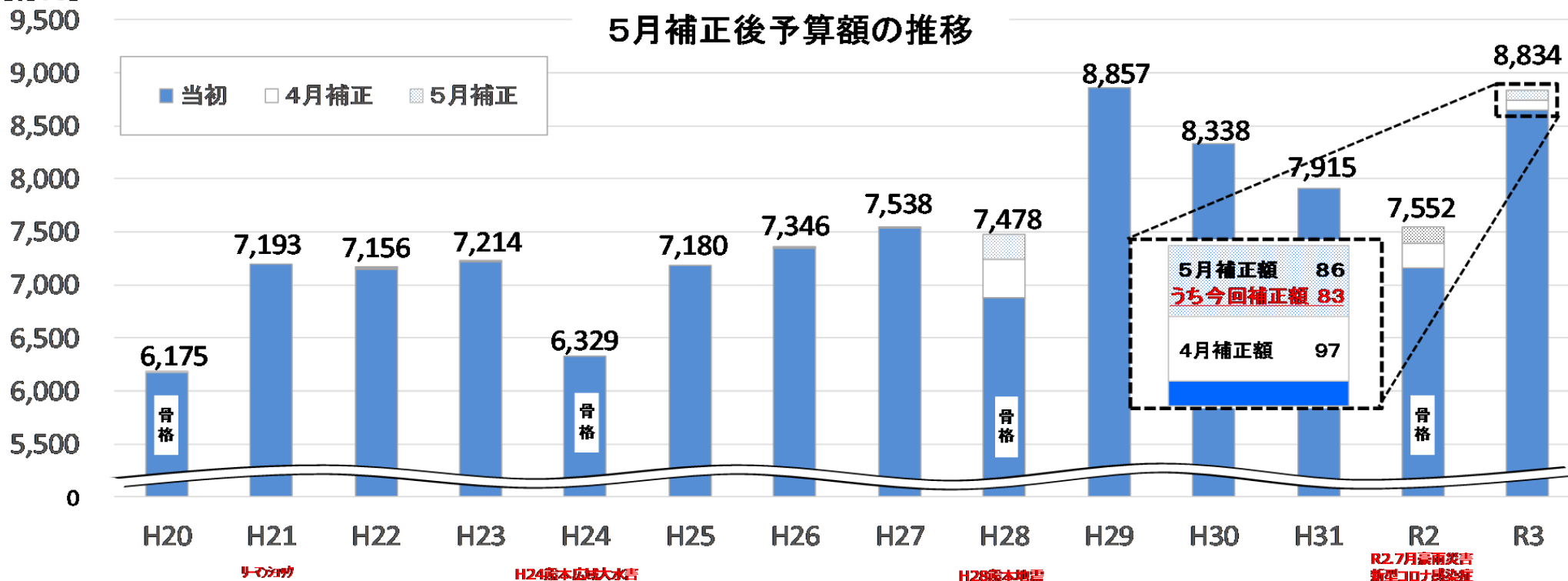
うち包括支援交付金 637

うち訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 1,000

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

[億円]

5月補正後予算額の推移



令和3年度5月補正予算2のポイント② 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算化の状況

R元～2年度 累計予算額 1,764億円	+	R3年度 現計予算額 917億円	+	今回補正額 83億円	=	累計予算額 2,764億円
-----------------------------------	---	-------------------------------	---	-----------------------------	---	-------------------------

令和元年度 (単位: 百万円)

	補正予算額	一般財源(※1)
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和2年度 (単位: 百万円)

	補正予算額	一般財源(※1)
4月補正	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
2月補正(2/5専決)	2,036	-
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	-
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	-
計	170,609	2,123

令和3年度 (単位: 百万円)

	補正予算額	一般財源(※1)
当初予算	81,648	1,435
4月補正1(4/16専決)	8,167	-
4月補正2(4/28専決)	1,504	-
5月補正1(5/5専決)	354	-
5月補正2	8,269	-
計	99,942	1,435

R元～3年度累計 (単位: 百万円)

累計	276,359	3,722
----	---------	-------

※1 一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載
 ※2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

令和3年度5月補正予算2のポイント③ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

予算額 82億69百万円

- 新型コロナウイルス感染症の再拡大に対応するため、ワクチン接種に向けた体制整備に万全を期すとともに、県独自の酒類提供飲食店の時短要請等を踏まえて、県民生活・県経済への影響の最小化に向けた飲食店等の事業者への支援に係る補正予算を編成

I 感染症の拡大防止

① 新型コロナワクチン接種体制の充実 6億37百万円（－）

高齢者向けワクチン接種の7月末完了に向けて、時間外や休日に、集団接種会場へ医師や看護師を派遣した医療機関に対する支援を行い、円滑な接種を推進

② 時短要請等により甚大な影響を受けた中小事業者等への支援（一時金） 7億74百万円（－）

営業時間短縮要請や外出・移動の自粛等の影響により売上が50%以上減少した中小企業者等への一時金の支給

③ 飲食店における感染防止のための県認証制度の創設 3億9百万円（－）

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた県内統一の基準による飲食店認証制度の創設

④ 宿泊事業者による感染防止対策等支援事業 15億17百万円（－）

観光産業の回復に向け、「新しい生活様式」や消費者ニーズの変化に対応した、感染症対策や前向きな投資に取り組む宿泊事業者に対する助成

II 県民生活・県経済への影響の最小化

① 営業時間短縮要請に伴う事業者への支援（協力金） 50億32百万円（－）

営業時間短縮要請の対象区域の拡大・期間の延長を踏まえた、協力事業者への売上規模に応じた協力金の支給

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

I-① 新型コロナワクチン接種体制の充実

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額6億37百万円（－）

新型コロナワクチン接種体制支援事業 [健康危機管理課]

- 高齢者向けワクチン接種の7月末の完了に向けて、今後、さらに市町村支援の充実が求められている
- 県民への安全で円滑なワクチン接種を進めるため、ワクチン接種体制の更なる充実を図る

<現状・課題>

- ・令和3年5月時点でワクチン接種について、以下の課題がある。

高齢者接種の本格化
(令和3年5月から)



希望する高齢者に、7月末までに
各市町村が2回のワクチン接種を
終えることが必要

市町村が設置する集団接種会場に
医師・看護師が不足すると考えられる
場合、医師・看護師を派遣



<目的・概要>

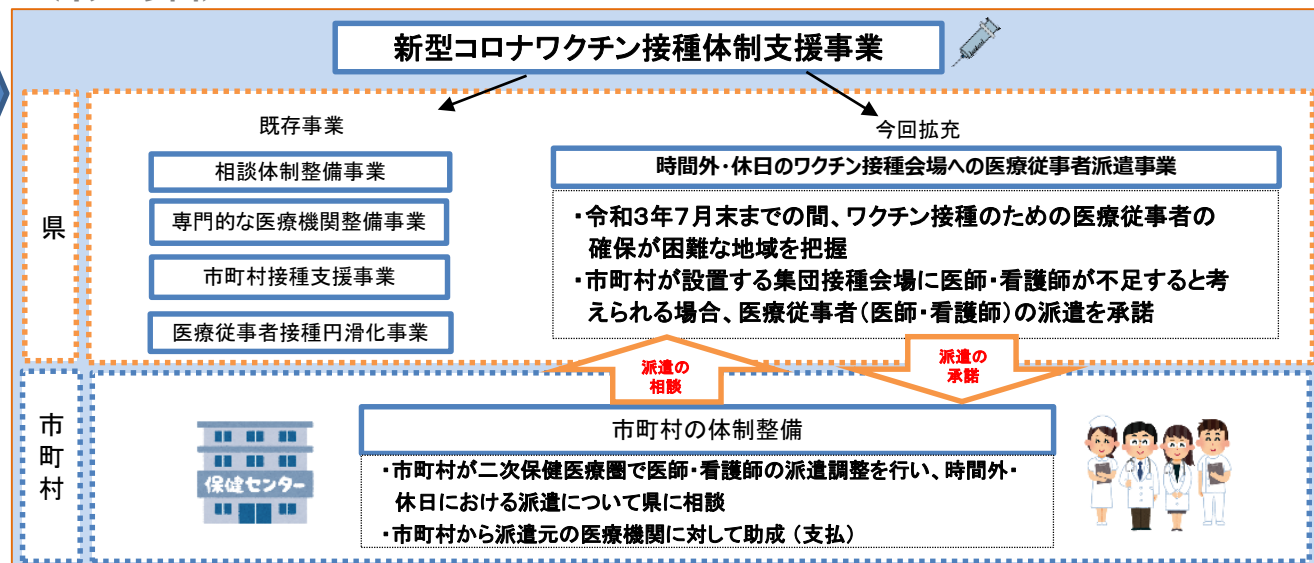
事業内容：医療機関の時間外・休日におけるワクチン接種会場への医療従事者の派遣

時間外・休日の派遣元医療機関への助成額：医師1人1時間7,550円、看護師1人1時間あたり2,760円※

※本事業による助成額については、加算された時間外・休日の接種費用へ上乗せされる
接種費用：2,070円/人(平日) → 2,800円/人(時間外)、4,200円/人(休日)

- 事業費：6億37百万円
- 負担割合：国10/10 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)(厚生労働省)
- 事業主体：県(市町村)
- 事業期間：令和3年度

<イメージ図>



Ⅱ-① 営業時間短縮要請に伴う事業者への支援（協力金）

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額50億32百万円（一）

営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、熊本市全域の酒類を提供する飲食店等に対して、営業時間短縮を5月10日(月)から5月31日(月)まで要請
また、有明保健所管内市町の営業時間短縮についても、5月31日(月)まで延長
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、売上規模に応じ一日あたり2.5万円～20万円の協力金を支給

<要請の概要>

- 1 内容：営業時間を20時までに短縮すること
（酒類オーダーストップは19:00まで）

※有明保健所管内市町については、21時まで（酒類オーダーストップは20:30まで）

- 2 対象者：酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店を20時又は21時以降も営業する者
（キャバクラ、ホストクラブなど接待を伴う飲食店やバー、居酒屋に加え、酒類を提供する一般的な飲食店やカラオケ店等）

- 3 区域：熊本市全域（約4,400店）及び
有明保健所管内市町（約500店）

- 4 期間：5月10日(月)～5月31日(月)（22日間）

<協力金>

- 1 コールセンター： **096-333-2828**
096-213-7090
・平日 ⇒ 9:00～17:00
・土日・祝日 ⇒ 休み

- 2 申請期間（予定）：6月1日（火）～7月16日（金）
※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

<見回り>

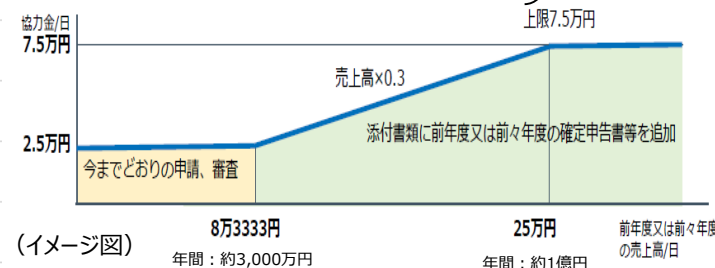
熊本市内及び有明保健所管内市町の飲食店等に対して実地調査を実施

<協力金算定方法>

・中小企業等（売上高方式）

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 （年間：～約3,000万円）	2万5,000円
8万3,333円～25万円 （年間：約3,000万円～約1億円）	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の3割
25万円以上 （年間：1億円～）	7万5,000円

※ 1日あたりの売上高
前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された
時短要請月と同じ月の売上高 ÷ 当該月の日数



・大企業（売上高減少方式） ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

※ 1日あたりの売上高減少額
（前年度又は前々年度の時短要請期間と同じ期間の売上高 - 今年度の同期間の売上高） ÷ 当該期間の日数

<申請方法> 電子申請（紙申請も併用）

※時短要請区域の追加等に伴い増額補正

（4月28日専決分15億4百万円、5月5日専決分3億54百万円 合計68億90百万円）

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、
市町と連携して事業を実施（協力金負担割合：国8/10、県1/10 コロナ臨時交付金、市町1/10）
※調整中

Ⅱ-② 時短要請等により甚大な影響を受けた中小事業者等への支援（一時金）新

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

予算額7億74百万円(－)
事業継続・再開支援一時金事業
[商工振興金融課]

- 県独自の酒類提供飲食店の時短要請や不要不急の外出・移動の自粛の影響により売上が50%以上減少した中小事業者等に、法人20万円(上限)、個人事業者10万円(上限)の一時金を交付
- ※ただし、熊本県が国の「緊急事態措置」又は「まん延防止等重点措置」の実施区域に指定された場合、国の「中小法人・個人事業者のための月次支援金」が適用されることとなるため、本事業は廃止する

売上が減少した中小事業者等に対する一時金の支援

対象

熊本県独自の酒類提供飲食店の時短要請や不要不急の外出・移動の自粛の影響により、売上が減少した県内に店舗や事業所等を有する中小事業者等
(国の「中小法人・個人事業者のための月次支援金」及び同要請等期間に係る「熊本県時短要請協力金」の対象者は除く)

要件

①又は②により、本年5月の月間売上高が対前年又は前々年同期比で50%以上減少していること

- ①時短要請の飲食店と直接・間接の取引があること
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)
- ②不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
(時短要請の対象とならない飲食店、旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)

支援額

法人は20万円、個人事業者は10万円を上限に支援

※算出方法：前年又は前々年の5月の事業収入－本年の5月の売上

※算出方法により得られた額が20万円(又は10万円)を下回った場合は、当該得られた額を支給

申請方法

原則、電子申請とする(郵送も可)

<概要>

- 事業費：7億74百万円(－)
一時金 7億40百万円、事務費 34百万円
- 負担割合(県10/10 コロナ臨時交付金)

熊本県一時金コールセンター
096-387-1515(平日9～17時)
※制度詳細等は決定次第お知らせします。

Ⅱ-③ 飲食店における感染防止のための県認証制度の創設

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

新

予算額3億9百万円（一）

飲食店の感染防止対策に係る認証事業〔商工政策課〕

- 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、都道府県は飲食店の見回りを進めるとともに第三者認証制度の確実な運用を図るとされた
- そのため、県において、県内統一の基準による飲食店認証制度を創設し、県民が安心して飲食店を利用できる環境づくりを推進

<現状・課題>

- 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、都道府県は飲食店の見回りを進めるとともに、第三者認証制度の確実な運用を図るものとされた
- 県内の飲食店でもクラスターの発生が続いており、飲食店が事業を継続していくためには、これまで以上に徹底した感染症対策が求められる
- また、県民が安心して飲食店を利用できる環境づくりを推進する必要がある

県内統一基準による
認証制度の創設

<事業概要>

○全体事業費：3億9百万円

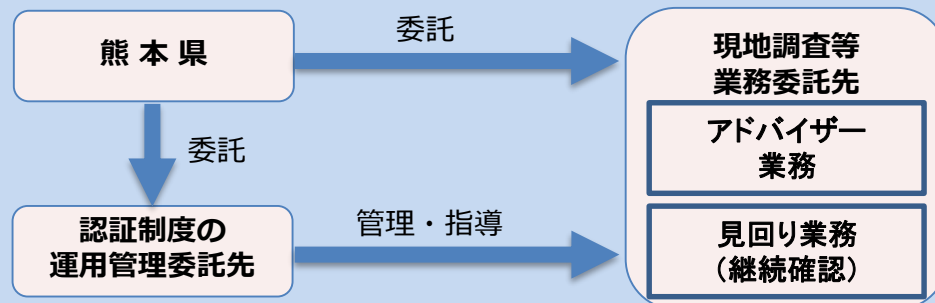
○事業目的：飲食店に対して、新たな県の認証基準（※）に基づく現地調査を行い、感染症対策の助言及び認証を行うことで、感染防止対策を徹底する

※県チェックリストを基に、国が示した必須項目（次の①～④）を踏まえた基準を作成（検討中）

- ① アクリル板等の設置等（座席の間隔の確保）
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底

○事業内容：（１）制度創設・推進事務費 6百万円

（２）認証制度運用管理・現地調査業務 2億3百万円



（３）市町村・商工団体の制度推進活動に対する助成 1億円
地域住民への周知や飲食店への巡回相談・指導、研修会の開催等、市町村や商工団体と連携し、県認証制度への取組みの徹底を図る

○負担割合：県10/10 コロナ臨時交付金

Ⅱ-④ 宿泊事業者による感染防止対策等支援事業

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

新

予算額15億17百万円（－）

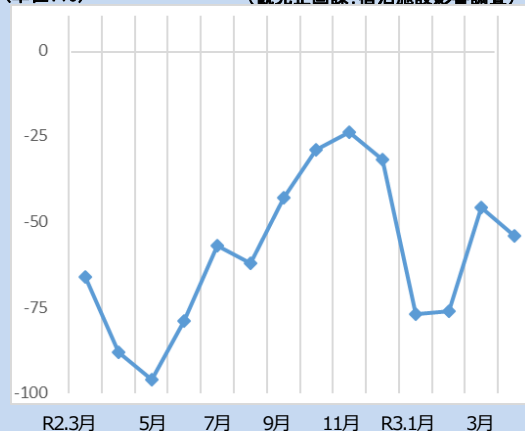
宿泊事業者による感染防止対策等支援事業
〔観光企画課〕

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、旅行需要が大幅に減少し、観光産業は大きな影響を受けている
- 観光産業の回復のためには、「新しい生活様式」や消費者ニーズの変化に適応し、新たな観光スタイルをいち早く確立するための支援が必要

<現状・課題>

- ・新型コロナウイルス感染拡大により、国内外の旅行需要が大幅に減少
- ・国のGoToトラベル、県独自の宿泊助成事業等の観光需要喚起策について、継続的・安定的な実施が困難な状況

【参考】宿泊客数の増減率(コロナ前との比較)
(単位:%) (観光企画課:宿泊施設影響調査)



<事業概要>

感染症対策や前向きな投資に取り組む宿泊事業者に対する助成

- 全体事業費：20億17百万円（県事業費：15億17百万円）
- 補助内容：〔対 象 者〕 県内宿泊事業者（約1,100事業者）
〔対象経費〕 ① 感染症対策に資する物品の購入費
・感染症対策に要するサーモグラフィの導入等
・感染症対策の専門家による検証費 等
② 前向き投資に要する経費
・ワーケーションスペースの設置や非接触チェックインシステムの導入 等
- 負担割合：国1/2、県1/4 コロナ臨時交付金、宿泊事業者1/4
※ 収容人員に応じて最大750万円を助成
- 事業主体：県内宿泊事業者

<イメージ図>

